

「障害」の表記に関する各委員からの意見

①「障害」のままでもよい（提案委員 10名）

提案委員	理由等
仁木委員	（仮）障害者差別解消の推進条例の根拠となる「障害者差別解消法」（以後「法」）が②障がい又は③他の表記となるまでは、「法」に基づく表現が良いと考えます。
松田委員	国が障害に関するすべての文言にしている限り障害で良いと考えます。障害や、障がいを使う向きは個人の趣旨と考えます。
岡田委員	害を平仮名に変えるよりも、障害者の正しい理解を進めることが重要だと感じるので変えなくても良いと思う。
加藤委員	
近藤委員	<p>「障害者」、「障碍者」、「障がい者」など障害のある人の表記については様々な意見がありますが、「障害」は機能障害をもつ人が抱える社会的な不利が社会の側のバリア(社会的障壁)によって生じるものであり、その点を象徴する表記としての「障害」をあえて変える必要はなく、「障害」のままでもよいと考えます。</p> <p>また、ひらがな表記の「がい」を使って「害」の字を避け、表面上、柔らかなイメージにしようとすることは、障害者の社会参加の制限や制約の原因が個人の属性としての機能障害にあるとする「医学モデル(個人モデル)」に基づくものです。「障害」を「医学モデル」ではなく、個人を取り巻く環境など、外部に存在する様々な「社会的障壁」によるものとしてとらえる「社会モデル」への転換こそが「障害者権利条約」ならびに「障害者基本法」の理念でもあることから、「障がい」の表記には賛成できません。</p>
今井委員	<p>障害のままでもよいと思います。変える必要はない。</p> <p>変えると分からないと思う。</p> <p>障害のままですと分かりやすいです。</p>
牧委員	「障害」が差別的で、「障がい」だと差別的なニュアンスが和らぐとは、僕自身の感覚としてはあまり感じられませんので。
都島委員	私ども名古屋市歯科医師会でも表現方法を考慮した事もありましたが、結局、公文章は①（「障害」）を使用している事、また、千葉市の熊谷市長の言われている「障害者とは社会との関わりの中で障害に直面している者」の意味で私たちは障害をひとつずつ解消しなければならない。表現をソフトにする事は決してバリアフリー社会実現に資するものではないとの考え方もあるからの理由です。

田中（豊）委員	障害者団体の皆さんの意見を最も反映したものであれば、宜しいのではないのでしょうか。
新井委員	もちろん「障がい」とするところの背景や意味はもっともであるが、現在、市内の障害者団体からの意見も聞いたうえで「障害」の表記を使用していることもあり、この条例に限ってあえて修正しなくてもよいのではないかと考える。

②「障がい」に変えるべきである・③その他（いずれも提案委員0名）